

定款の変更について

定款の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 役員に関する規定の変更

- ・ 役員の任期に関する変更

【該当条文：定款第33条（変更）】

2. 変更の概要

- ・ 役員の任期を、「再任は2回までとする」（最長任期6年）から「10年を超えない範囲で再任されることを妨げない」に変更する旨規定

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
令和2年7月8日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
令和__年__月__日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年5月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年5月1日変更
令和2年7月8日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(役員の任期) 第33条 (略) 2 役員の再任は、 <u>2回までとする。</u>	(役員の任期) 第33条 (略) 2 役員は、 <u>10年を超えない範囲で再任されることを妨げない。</u>
(新設)	附則 (令和 年 月 日) <u>(施行期日)</u> 第1条 <u>この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u>